

(令和 8 年度第 1 回沖縄県環境影響評価審査会資料)

○名護東道路延伸（本部方面）に係る環境影響評価方法書
について

(1) 事業概要 1

名護東道路延伸（本部方面） 事業概要

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 事業者の名称 | 内閣府 沖縄総合事務局 |
| 1 | 事業の名称 | 名護東道路延伸（本部方面） |
| 3 | 事業の種類 | 道路の新設又は改築の事業 |
| 3 | 事業実施区域 | 名護市、本部町、今帰仁村
起点：沖縄県名護市伊差川、終点：沖縄県国頭郡本部町浦崎 |



図 2.4-1 対象道路事業実施区域の位置（広域）



図 2.4-2 対象道路事業実施区域の位置

4 事業目的

本事業の対象地域である名護～本部町間の観光産業、産業・物流、安心・安全、災害・通行規制、交通渋滞・交通事故に関する課題を解決するため、1. 観光地アクセス・周遊性の向上、2. 物流の効率化、3. 災害時も通行できる道路の確保、4. 道路交通環境（渋滞・事故）の改善を政策目標に設定し、より良い地域づくりに寄与する事を目的としている。

5 事業概要

- (1) 事業の種類 道路の新設及び改築の事業（沖縄県環境影響評価条例 別表 1）
- (2) 事業の規模 道路延長：約 14km（2車線）
設計速度：80km/h
道路構造：地表式（盛土構造、切土構造）、
嵩上式（盛土構造、橋梁構造）、地下式（トンネル構造）

6 環境影響評価手続の経緯

(1) 配慮書手続

- 令和7年5月1日 計画段階環境配慮書の県への送付
- 5月1日 計画段階環境配慮書の公告・縦覧（～5月31日）
- 6月13日 計画段階環境配慮書に対する知事意見の提出
- 令和8年3月2日 配慮書対象事業が実施されるべき区域等の公表

(2) 方法書手続

- 令和8年4月1日 環境影響評価方法書の県への送付
環境影響評価方法書の公告・縦覧（～4月30日）
- 5月14日 住民等の意見の提出期限（提出：1通）
- 6月2日 住民等の意見の概要の県への送付
- 6月4日 沖縄県環境影響評価審査会への諮問